

大 個 審 第 1 9 号
(答 申 第 1 4 号)
平成 1 1 年 2 月 1 5 日

大阪府知事 様

大阪府個人情報保護審議会
会長 佐藤 幸治

個人情報の取扱いに関する意見について (答申)

平成 1 1 年 2 月 3 日付け障第 1 1 5 9 号で諮問のありました地域振興券交付事業の実施に伴う大阪府個人情報保護条例 (以下「条例」という。) 第 8 条第 1 項第 7 号に規定する個人情報の目的外利用・提供禁止に対する例外事項については、審議の結果、下記事項に留意して、個人情報の保護措置を講じることを前提に、諮問の内容を適当なものとして認めましたので、答申します。

記

1 地域振興券交付事業は、若い親の層の子育てを支援し、あるいは老齢福祉年金等の受給者や所得が低い高齢者層の経済的負担を軽減し、もって個人消費の喚起・地域経済の活性化を図り、地域振興に資するという施策目的をもっており、公益上の必要性は認められます。

また、事業主体である市町村が、受給資格の有無を的確に判断し、円滑な交付事務を行う上で、諮問のあった個人情報を当該市町村に提供する必要性も認められるところです。

2 ただし、各々の事務において、個人情報が当初の取扱い目的以外に本人の予期しないながれで行き渡ること、また、当該個人情報が心身に関するセンシティブ情報であり、より慎重な取扱いが必要とされることから、当該市町村に対して、条例第 8 条第 2 項の規定に基づき交付申請時における受給資格の確認目的以外の利用をしないこと、本事業の合理的な遂行期間経過後、遅滞なく廃棄し、報告することなど、個人情報の適切な取扱いについて必要な措置を講ずるよう求めること。

3 本事業の実施に際し、個人情報を提供するに当たって、上記 2 に関して講じた措置及び実施状況について、本審議会に報告するとともに、今後、事業が継続され、新たに個人情報を提供する場合は、あらかじめ本審議会の意見を徴すること。